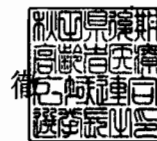


秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号

平成19年2月5日告示の秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙において、次の議員区分は、候補者の数が選挙すべき議員の数を超えないから秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙執行規則(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号)第14条第1項の規定により投票は行わない。

平成19年3月1日

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙長 最上



選挙の議員区分	市長	6人
	町村長	6人
	町村議会議員	6人